

審議会等の議事の要旨(要点)

(基本情報)

会議名称	第22期第2回 立川市図書館協議会 定例会
開催日時	令和2年10月16日(金曜日) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	立川市中央図書館 4階 会議室
次第	<p>■ 図書館協議会</p> <p>1 辞令伝達式</p> <p>(1) 辞令伝達</p> <p>2 第2回図書館協議会</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>① 9月議会について</p> <p>② 立川市図書館事業報告(平成31年度)について</p> <p>③ 立川の教育 令和2年度版(2019)について</p> <p>④ 教育に関する事務の点検・評価について</p> <p>⑤ その他</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>① 立川市図書館における館内映像資料視聴サービスの見直しについて</p> <p>(3) その他</p>
配布資料	<p>1. 令和2年9月議会定例報告について</p> <p>2. 電子図書館サービスの導入について</p> <p>3. 文教委員会(議案・請願・報告・質問事項)</p> <p>4. たちかわ読書ウィーク</p> <p>5. 立川市図書館における館内映像資料視聴サービスの見直しについて</p> <p>6. 26市・東京都及び23区映像資料蔵書数</p> <p>7. 立川市図書館サービス計画・事業計画[令和2年度]</p> <p>8. 立川市図書館事業報告(平成31年度)</p>
出席者	<p>[委員] 田村委員、伊藤委員、野口委員、加藤委員、松本委員、坂場委員、榎本委員、安井委員、中村委員、西村委員</p> <p>[事務局] 池田(図書館長)、李(管理係長)、井上(図書館サービス係長)、米山(児童青少年サービス係長)、堀口(調査資料係長)、大淵(管理係)、梶並(管理係)</p>
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	(会議録参照)
担当	中央図書館管理係 電話042-528-6800

◆第22期 第2回立川市図書館協議会会議録◆

日 時	令和2年10月16日（金） 午後 2 時00分から午後 4 時00分まで
場 所	立川市中央図書館 4 階会議室
出席者	田村委員、伊藤委員、野口委員、加藤委員、松本委員、坂場委員、榎本委員、安井委員、中村委員、西村委員
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	0 人

■図書館協議会

1 辞令伝達式

(1) 辞令伝達

<管理係長>

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。初めに前回辞令をお渡しできなかった方に対して辞令伝達式を行いたいと思います。

本来であれば立川市教育長よりお渡しするところですが、公務の関係で欠席されるとのこととなりますので、代わりに立川市図書館長より辞令をお渡しします。お名前を読み上げますので、お名前を呼ばれた委員さんにつきましては、その場でご起立をお願いいたします。

(委員へ辞令伝達)

<管理係長>

辞令の伝達が終了いたしました。続きまして、第2回図書館協議会に移ります。これより議事進行役は副会長となります。副会長よろしくをお願いいたします。

2 第2回図書館協議会

<副会長>

ただ今より第22期第2回図書館協議会を開催いたします。
本日は、定数12名のところ10名のご出席をいただいております。半数以上というところで本日の協議会は成立しております。

それでは最初に会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

<副会長>

会長ありがとうございました。

立川市から前回のコロナ時の中の図書館の工夫をお話しいただいたのですが、その他の最後の所での8月から9月の間で何か特段されたことがあれば、最後にご披露していただけないでしょうか。もしも思い当ればご準備していただくよう、よろしく願いいたします。

今回から参加される委員がいらっしゃっておりますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(A委員より挨拶)

<副会長>

お手元に本日の資料が用意されております。

机の上に資料が載っています。館長、よろしく願いいたします。

<館長>

それでは、お手元にあります資料の確認をさせていただきます。

まず、議事日程ということで「次第」があります。2枚目が「令和2年9月議会定例会報告について」、3枚目が「電子図書館サービスの導入について」、続きまして「文教委員会議案報告事項」、「たちかわ読書ウィークのちらし」、「立川市図書館における館内映像資料視聴サービスの見直しについて」、「統計資料」となり、紙ベースの配布物になります。

続いて冊子ベースで「立川市図書館事業報告 平成31年度」、「立川の教育」、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（平成31年度分）」になります。

それ以外の配布資料につきまして、庁内の関係部署が図書館委員さんに配っていただきたい資料を机の上に置かせていただきましたので、この場では確認しません。ご自宅に戻られましてお読みいただきたいと思います。

資料が無い方はいらっしゃいませんか。

<副会長>

それでは報告事項について、図書館長からお願いします。

(1) 報告事項

① 9月議会について

<図書館長>

9月4日から10月1日まで9月議会が開催されました。9月は本会議の他に平成31年度の決算を審査する委員会が設置されております。

1点目は、大活字本の購入冊数及び所蔵数についてです。

平成31年度実績で75冊購入しており、累計の所蔵数は1,477冊です。1年間で大活字本の購入冊数等についての決まりはありませんが、トータルで70～80冊程度購入しております。年間の購入費は30万円程度を見込んでいますので、1冊あたりの単価は3,000円程度になります。出版社自体が限られているので、単価はどうしても高くなります。文字が大きく、各自の趣味嗜好が反映されやすいということもあり、その利用者が特に若葉図書館周辺と多いということで、若葉図書館の貸出冊数が非常に多いです。今後、さらにあらゆる年齢層のニーズを捉えてコンテンツを揃えていって下さいという要望もありました。

2点目は、電子図書館サービスについてです。

立川市図書館も来年の1月を目途に電子図書館サービスを開始します。そのことについて報告したところ、議員から読書バリアフリー法に対する国の動きと今回の電子図書館サービスについて関連があるのかということでした。電子書籍には個人が民間の出版社から購入する個人向けサービスと、公共図書館を通して利用者が閲覧する公共向けサービスの2種類あります。公共向けサービスは、紙媒体で出版した後に、売れ行きが悪くなったものなどを公共図書館に電子媒体で卸して行くということが一般的になっています。バリアフリー法自体が双方の普及を図るということと、デジタイズ図書の充実や音声読み上げ機能の輸入ということで、国もそのような部分で後押しして行きますよ、ということで進めております。特に、音声読み上げについては、今現在公共図書館に入っている読み上げ機能もありますが、機械読みで若干聞きづらいということもあり、人の声で吹き替えて読み上げているサイトもありますので、そのようなコンテンツも入れて行きたいなと思っております。

また、コロナを契機に図書館が休館いたしました。既に電子書籍を導入している図書館につきましては、来館せずに自宅からパソコンやスマートフォンを通して場所や時間に左右されることなく、読書を楽しめる新しい生活様式の選択肢のひとつとして、また、文字の拡大や反転、一部読み上げ機能のついている書籍もあるので、子どもからご年配の方、障がいをお持ちの方など、あらゆる層の方が楽しむことが出来ると注目を集めています。

立川市においても、先ほど申し上げた国の動きに関連して普及を図るということで後押しいただき、国及び東京都から配分されたコロナ予算の中で電子書籍に

についてもお認めいただき、サービスの導入が決定しました。約1,100万円弱の予算を認められており、今後契約締結、システム開発、選書という流れで進んでいき、次回の1月に予定されている図書館協議会の時期にはサービスの運用を開始する予定です。

導入自治体は23区では千代田区、渋谷区、豊島区。中野区は館内限定での利用が可能です。26市では八王子市、昭島市、狛江市と都立図書館です。導入済の自治体は現時点では少なく、12月に追加で1自治体が運用を開始する予定と聞いていますので、立川市は26市の中で5番目になる予定です。

電子書籍のコンテンツについては、一般の小説や児童本など、満遍なく揃えていく予定ですが、旅行、健康、料理、趣味、語学などのジャンルが非常に人気があるようなので、世間の動向や趣味嗜好を捉え、ニーズが高いものについては充実させていき、なるべく多くの方に利用していただきたいと考えています。

②立川市図書館事業報告（平成31年度）について

平成31年度の実績等が詳細に報告記載されております。67頁が年間の実績です。平成30年度と平成31年度の一般の貸出数について、97万冊から約94万冊に落ち込んでいますが、それは3月のコロナの影響もあります。相対的には落ち込んでいる部分がありますが、想定したよりも比較的影響が少ないという実感です。グラフを見ていただいても、貸出総数またはリクエスト件数につきまして、平成30年度を上回っており、利用者のニーズにしっかりと応えている部分も見受けられます。引き続き、86頁をご覧ください。人口15万人以上20万人未満の貸出密度順位についてです。15万人～20万人の間に50程度の自治体があります。立川市は大体5位以内には入っており、近年だと3位か4位に位置しています。

立川市の特色としては、立川駅が中央線、南武線、西武線、多摩モノレールといったアクセスが良く、中央図書館が立川駅前にあることで、市民はもちろん、周辺市との利用協定を結んでいる関係で隣接市の住民が本を借りているということです。今後も市民、利用者が満足していただけるような図書館運営に努めていきたいと思っております。

なお、2019年に浦安市はランクインしていますが、浦安市は建替え等で休館していますので順位が下がると思っています。

③立川の教育 令和2年度版(2019)について

これは教育委員会の方で発刊されているものです。学校教育から社会教育まで全て載っております。図書館は139頁です。主な項目の統計資料が載っております。

④教育に関する事務の点検・評価について

こちらも先ほどと同様、学校教育から社会教育まで全て載っております。点検評価なので、自己評価と共に外部委員の先生からの評価ということで評価をいただいております。図書館は56頁からです。今後の立川市図書館としての方向性や評価について記載されています。特に、外部委員の評価については、客観的に見て結果を述べていただいておりますが、B評価というのは概ね達成しているということで、標準的という捉え方です。58頁はこれまでA評価をいただいていたのですが、平成31年度については特出して秀でたサービスの取組をしていたかということ、標準的には進めてはいましたが、他市の取組みより特出して秀でた取組を進めていたという所までには行っていないと評価され、概ね順調に目標水準を達成しているということでB評価となっております。A評価からB評価になったということで、何か取組が甘いのではないかと思われるかもしれませんが、ここに書かれている通り、特段秀でた取組みというのは見られないが目標水準は達成しているということで、B評価となっております。逆に60頁ですとA評価をいただいております。先程申し上げたとおり、日野市と福生市の相互利用ということで、隣接市の協定を結びました。これで立川市の隣接自治体については、全て終了しました。今後、この隣接自治体と協力し、お互い切磋琢磨しつつ図書館運営をしていくということで、評価をいただいております。それが施策16、17、18です。74頁に立川市教育委員会として、どのような評価になっているかということが記載されています。A評価とB評価だとB評価の方が多く、概ね目標は達成しているということで、教育委員会として評価をいただいております。

⑤ その他

最後に、10月27日から11月8日まで読書ウィークとしています。今回は人の講演会や人が活動するようなイベントは殆どありません。点字を中心に事業を展開しております。また、基本図書マラソン区域ということで、お子さん中心にクイズに挑戦してプレゼントが貰えるイベントや本の福袋企画などの催しを行っています。中央図書館の他、地区図書館でも色々と工夫しておりますので是非、館内に立ち寄っていただき、展示物や図書館の雰囲気味わっていただきたいと思っております。

<副会長>

今、館長からご説明と報告があった件につきまして、質問事項は何かございますか？

教育委員会施策の点検・評価表で以って、外部評価委員評価というのがありますが、この一回はこれをやるのですか？

<館長>

この点検・評価に向けてお願いする先生がいます、その先生に一覧表を以って立川市の評価をしてもらいます。外部委員、図書館協議会とは別の組織の先生にお願いして行っています。

<委員>

前回いただいた資料で、滞在型図書館への転換を図っていくと記載されていましたが、これは一応保留で、電子サービスの方を充実させて行くことに力を入れるということでしょうか？

<館長>

滞在型については、図書館に来てゆっくりと本を読んで楽しんでもらうというのが基本です。ただし、コロナの中において、図書館、例えば中央図書館ですと、法令に基づいた空調の換気システムや空気の濃度というのは全部クリアしていませんが、ビルの構造上、窓が開けられない構造になっています。したがって、滞在時間はなるべく短めに用件だけ済ませて、借りるものだけ借りてお帰りください、というのが今は続いています。今も1時間を目安にできればご退館ください、ということでアナウンスを流しております。

もしもコロナが無ければ、利用者に十分にきていただいて楽しんでいただける図書館を目指していますが、そればかりですと、なるべく短時間でお帰りくださいと言っているのに滞在型と違うじゃないかという中で、先程申し上げました電子図書館サービスで、図書館に来られなくても読書を楽しめるように2本立てで行くということで進めています。

<副会長>

先程、読書ウィークの中で「本の福袋」というのがありましたが、もう少し詳しくご説明ください。

<児童青少年サービス係長>

立川市でお勧めしている基本図書リストというのがありますが、そちらのリストに載っている本を外からは中が見えない袋に3冊入れ、タイトルが見えない状態で貸出します。帰宅後に何の本が入っているのか楽しみにしておいてねというものです。同時にその本に関するクイズも一緒に入れて、本を読んでもらった後に基本図書クイズに答えられるようにしています。クイズに答えてもらい、全問正解すれば、記念としてシールを上げるという企画です。

<委員>

これは子ども用だけでしょうか？大人用もありますか？

<児童青少年サービス係長>

こちらは子ども用としての企画になっております。

<会長>

来館しての利用が中々難しくなっているということで、音楽配信サービスの方は如何でしょうか？利用に変化はありますか？

<管理係長>

「立川市図書館業務報告 31年度」の55頁に、ナクソスの発行数について記載があります。

<館長>

55頁の一番下です。立川市図書館が導入したのが一昨年の1月からになります。当初は1年で約1,000件ですので、月を追うごとに下がっているような状況です。担当の方でも危惧している部分もありますので、次回11月25日号の広報に掲載することで再度周知を図っていきます。

(2) 協議事項

①立川市図書館における館内映像資料視聴サービスの見直しについて

<副会長>

協議事項について、図書館長から説明をお願いします。

<館長>

立川市図書館における館内映像資料視聴サービスの見直しについてです。3階にレーザーディスク（以下、LD）やビデオテープを視聴出来るブースが5つあります。

こちらの見直しについてですが、まずは図書館の役割について説明します。生涯学習の流れの中で、自ら学び、判断して生活を豊かにするためには、様々な情報が不可欠です。紙ベースの本を読む他にも、視聴覚資料は情報にアクセスする基盤として知る権利や役割などに寄与しています。また、視聴覚資料の方が理解を深めるためには有効な場合もあり、公立図書館については様々なメディアの収集、

提供ということに努めています。

しかしながら、映像音楽のハイビジョン等の高規格化やスマートフォンやタブレット端末を利用した配信サービスのコンテンツ充実に伴いまして、LDやビデオテープの映像資料再生機器を図書館が所有して市民に提供していくことは、今後の記憶媒体、映像配信技術の進化から考えて現実的ではなくなってきています。

情報の急激な進展化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による景気低迷に起因して、立川市でも財政状況が厳しくなっています。利用コンテンツが少ない、中々最新鋭の機器が導入できない、という財政的な支援が望めない中で、映像視聴サービスについて、利用率の低迷、利用者の固定化、再生機やソフトの製造中止、再生機器の不調、故障等、様々な対応が生じております。都内の自治体においても撤去する動きが加速しており、サービスを見直す時期に来ていると判断しております。

そこで、利用者の多様な価値観の醸成や課題解決策の支援につながるよう、館内の利用環境を改善するために、館内の映像視聴サービスを廃止して、その空いたスペースに新たな書架棚の設置、特に版型が大きい写真集専用の閲覧席やヤングアダルト、中高生の読書環境学習活動を支援するために閲覧席または学習席、グループ学習席の設置を提案します。

続いて、今まで集めた視聴覚資料、これからの視聴覚資料をどうするかということです。立川市図書館として映像資料、視聴サービスからの撤退を模索するものの、立川市図書館視聴覚資料選定基準に則りまして、DVDを中心に著作権処理をされたものを民間のレンタル業者等との競合に配慮しながら収集を行っていきます。また、立川市に縁のある地域資料や教育文化的な映像資料についても収集保存していくこととします。

図書館法におきましても、紙と映像視聴覚資料というのはきちんと収集保存ということで謳われております。全く視聴覚資料を収集していない自治体もありますが、こういう時代だからこそ、立川市図書館としては作品としての価値が高いものについてはきちんと収集、地域資料で立川市として保存すべき資料については引き続き収集していきたいと考えています。

仮に、視聴サービスを廃止した場合、LDとビデオテープの取り扱いについては、廃棄または他自治体等に譲渡すべき資料と保存すべき資料に峻別することとします。ただし、年代の古いものについては貴重なものもありますし、価値の高いものも含まれていますので、いきなり廃棄はせずに、一旦除籍した上で、順次吟味して他に譲渡するなり、その活用を図っていきます。ただし、LDの処分が中々難しいところです。国立国会図書館への寄贈を打診しましたが断られております。除籍したはいいが、受け入れ先が無いというのが現状です。

また、現時点ではDVDが視聴覚資料の中心ですが、こちらも再生機器を使用しますし、当然再生機器を使用するということは、摩耗、故障が発生します。修繕への対応や新しい記憶媒体などが出た場合もそちらに対応する必要があります。このことから、通信ネットワークを使った映像配信媒体の出現が待たれます。立川市図書館としましては、音楽配信サービスナクソスミュージックライブラリーというコンテンツがあります。こちらはクラシックが中心ですが、家にもIDとパスワードがあれば、音楽を楽しむことができます。同様に通信ネットワークやオンデマンド配信など、IDとパスワードを利用して公共図書館でも観られる映像資料が配信されるサービスが今後提供されてくれば、立川市図書館としてもそちらの採用を模索していくということで、今後は再生機器を使わない形でのサービスを提供していきたいと考えています。

以上が提案になります。これについては、今日初めて皆様にご提示いたしました。次回の1月の協議会の際に、改めて委員の皆様の率直なご意見をいただきたいと思っております。

合わせて映像資料の利用件数について説明します。平成16年からの統計を出しております。15年くらい前は視聴件数が14,000件。視聴者も年間16,000人ほどいました。見ていただければ分かる通り、年を追って件数も人数も少なくなっております。特に、去年は視聴件数が1,900件。視聴者人数も2,100人ということで、平成16年と比較すると13%とか14%に激減している状況です。

次に修繕料についてです。LD修繕で81万円、ビデオデッキ修繕で100万円、視聴席の修繕が合計で200万円の修繕料がかかっています。特に、去年はビデオデッキ修繕で18万円程度支出しており、このまま続けた場合、年間20万円程度、半永久的に続くような実態になってしまいます。

26市の状況についても説明します。LDはやはり時代が古いので、残している自治体は少ないです。比較的新しいビデオにしても、例えば立川市と同じような人口規模では一切収集していません。また、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、東村山市、西東京市等は一切持っていません。調布市と町田市ですが、調布市が3年前に視聴を取り止め、短時間での試聴に切り替えています。町田市は去年の12月に視聴を取り止め、中高生のための閲覧コーナーに定義を替えました。

23区の状況です。これはもっとはっきりしており、LDが、例えば港区では1,800枚ありますが、もう視聴は出来ません。視聴は廃止したので、LDの版が除籍資料として、図書館内にあります。板橋区も若干残っていますが、LDは観られません。渋谷区は地区館である本庁図書館のみで観させており、本館では観られません。LDは4館から1館、ビデオは9館から5館、DVDは8館から6館となっております。26市と比べるとよりはっきりと割り切って、取り止めてしまう所が多いと

いう実感です。

各自治体を分析した結果、立川市としても引き続き映像資料の収集はしますが、視聴サービスを取り止め、その空いた所に閲覧席や中高生の学習席を設けたいと考えています。具体的に説明すると、写真集は横幅が広く非常に大きいです。閲覧するにも幅を取るのので、せっかく購入しても多摩川図書館で保管していたり、リクエストがあれば多摩川図書館から取り寄せて見ていただき、お貸しすることはしていますが、リアルタイムで対応することができないなど、歯痒い思いをしている部分もあります。閲覧席についても、館内、特に3階には中高生、大学生を含め、若い人が席に座って、基本は図書館の蔵書を読むスペースですが、持ち込んで勉強しています。昔は、「学習席ありますか。」と言われたら、「ありません。本を読むためのスペースです。」と断っていたこともありますが、最近ではそうは言っていないかもしれません。基本は、図書館は本を読むスペースです、ということを中心に、持ち込み学習というのも、黙認ではないですが、それも一つの読書スタイルとして、図書館を活用するニーズに応えていかなければならないのかな、ということに認めております。そのようなこともあり、閲覧席、学習席、または書架も手狭になっています。新たな本を購入しても、購入した冊数分除籍しなければ、保管する場所がありません。多摩地区で、そういったネットワークを組み、保存スペースを作って、お互い協力しましょうということで、そういう話しは進んでいますし、そのような団体もあります。

そういう状況のなか、立川市図書館としても一歩先へ進めて行きたいなと思います。廃止を進めて行きたいということをお伝えするのも中々心苦しいです。僅か2,000人ですが、まだ一定レベルで130人程度の方は毎月利用されています。実質、同じ人が複数回利用していますので、実際に何人かは分かりませんが、楽しみで来られている方がいらっしゃるというのは事実です。

ただし、物事を進めて行くには、やはり決断というのが必要です。その代わりのサービスをどうしていくのかということについても勿論検討していきませんが、いつまでも昔ながらのシステムに固執するのではなく、一歩進めて行く勇気を持たないといけないのかなということで、ご提案させていただきました。

今回は初めてのご提案なので、次回の協議会の時までには資料等をご覧いただいて、また実情を見ていただいて、皆さんの賛成意見、反対意見を踏まえて検討、総合的に判断していこうと考えています。

<会長>

ご提案の主旨を確認した方がいいと思います。視聴ブースを撤去するとき、DVDなどの棚は残しますか？

<館長>

フロアーの棚は撤去します。

<会長>

棚も全部含めて、コーナー丸ごと撤去するわけですね。但しDVDなどは直ぐに廃棄というわけではない？

<館長>

書庫でいったんは保管します。

<会長>

但し、資料の収集は続けるということですね。

<館長>

そうです。

<会長>

貸出はどうしますか？

<館長>

今はDVDの貸出はしていますので、それは続けて行きます。

<会長>

続けるということですね。但し、オープンにはせずに、カウンターでリクエストされた時に出してくるのですね。

<館長>

そうですね。ただし、LDとビデオについては貸出していません。

<副会長>

DVDだけを貸出する、それはオープンスペースには出さないようにしたいということですね。

<図書館サービス係長>

DVDについては、オープンスペースに空ケースを置き、そこからお選びいただいて、貸出の方を行っています。今後もDVDについては、収集を続け、そのD

V Dの空ケースは開架スペースの方に置き続けます。

<会長>

移動はするかもしれないが、開架スペースにはとにかく出しておくということですね。

<図書館サービス係長>

もともとD V Dは視聴コーナーがありません。L Dとビデオの視聴しか行っていません。

<副会長>

L Dとビデオだけ視聴を行っていたが、それももういいのではないかと。合わせて出していた棚も引っ込めてしまうということですね。

<図書館サービス係長>

L Dの棚は特殊な棚になっており、レコードのような大きなものを今置いています。したがって、その棚に本を置くことも出来ないので、撤去の方向でおそらく検討しないといけないと思います。

ただし、ビデオとD V Dを置いている棚については、従来C Dを置くことができる棚です。C Dは開架スペースにかなりの枚数を保管していますので、その棚については開架に置いてあるC Dを表に出す際に再利用したいと思います。

<会長>

ビデオとL Dは棚ごと無くしてしまうということですね。それから視聴ブースなども撤去すると。D V DとC Dなどについては、むしろ書庫にあったようなものも含めて、とにかくオープンスペースの方に出していくということですね。

そういうご提案ということですね。それから貸出もO K。分かりました。ありがとうございます。

<委員>

要は話しをまとめると、L Dとビデオテープの処分を今後どうしていくかということでしょうか？

<館長>

そうですね。これらを廃止した場合の処分については課題です。

<会長>

今回は処分というよりも、まずは撤去して書庫の方に移していくということですよ？

<館長>

撤去後については、また別問題がありますので。

<会長>

今のDVDなども場所を移したりする可能性もあるわけですね？

<図書館サービス係長>

DVDはまだそれほど蔵書数が多くなく、CDと一緒に置かせていただいているので、大きく移動させる必要はないかと思います。

<会長>

とりあえずは、今のコーナーの所で、あまり館内全体の再配置にはならないかなということですね。

<館長>

立川市のDVDの数ですが、335点です。八王子市や武蔵野市、青梅市、稲城市にしても、軒並み5,000点、6,000点、7,000点。立川市では収集を平成27年から開始したばかりであり、更に著作権の関係で一般のDVDよりも値段が高いこともあるので、予算の関係上年間購入数も限られています。また、置くスペースも限られているので、作品を選ぶにしても、慎重にかつニーズを図りながらやっている現状です。

<委員>

335点という数字は、利用者が少ないから所蔵していないということでしょうか？

<館長>

もともと視聴覚予算が付きまして、立川市図書館として年間どれくらい購入するかという予算の枠組みの中で決めています。

<委員>

立川市での利用率はどうでしょうか？

<館長>

ここに出ているのはあくまでも所蔵数ですので、もし利用数ということであれば、新たなデータを作成するということになりますが、出せない数字ではないと思います。

<委員>

感想になってしまいますが、利用者が多いのに無くしてしまうというのも残念に思います。全部が全部をやれという意味ではないのですが、先程の館長が言われたように、立川に縁のある内容だけは取って欲しいなというのが私の実感です。特に立川の今までの歩みや歴史などがLDやビデオテープに入っていた場合、いずれどなたかが欲しくして借りに来ると思います。なので、何らかの形で取っておいた方がいいかなというのが私の感想です。このようなものをデジタル、例えばDVDに変換しておく。それらを貸出可能にしておけば、個人的には視聴スペースは必要ないと思います。他の方はどう思われますか？

<館長>

委員の仰った、例えばLDやビデオテープをDVDに変換するには著作権の制限があります。例えば公共図書館に卸す出版社や制作会社が館内で視聴する、貸出した場合、家で観るといった制限の中で著作権の範囲を設定して許可を得て卸している媒体が殆どです。自分達の家にあるビデオテープをDVDに換える、また8mmビデオテープ等を他の媒体に換えるというのは、個人的には直ぐにダビングできますが、図書館の資料については著作権の縛りがありまして、中々難しいというのが現状です。立川に縁のある、特にビデオですね。LDは殆どが映画等の作品なので、地域資料というのは少ないとは思いますが、ビデオはやはり地域資料として残っているのが多くございます。そこを例えば立川に縁のある映像資料を観たいと言ったときに観られる仕組みというのを考えて行かなければいけないのかなというのが課題となっています。

<委員>

ビデオテープをDVDにしたと言うのだから、今まで貸していたわけですよね？

<館長>

そういうことが著作権法で出来ません。

<委員>

要するにテープというのは何ですか？みんなに見せられるものですか？見せられないものですか？

<館長>

テープというのは、日頃我々が見ている、ビデオテープですと普通の映画、例えば「寅さん」とかです。

<委員>

そういうのは無理だと思います。要するに先程の件、立川市に縁のあるもの、歴史的なものとかそういうものをどなたかが作られたものがあると思います。そういうものに関してどうですかということです。

<館長>

担当係長、それも制限がかかっているのかな？

<委員>

確かに制限はあると思います。本人が嫌だ、と言えばそれまでですが。ただし、見て下さいと言ってここに預けていくことがあるからお借りしているわけですよ。著作権というのはそういう場合どうなるのでしょうか？

<調査資料係長>

多分、立川市でビデオとして所蔵している立川に関連しているものについては、市販されたものを購入したものになると思います。著作権をお持ちの方がどうぞという形でうちに寄贈してくれたものではございませんので、他の市販のビデオテープと全く同じ取り扱いになってしまいます。

<委員>

ということは、個人的に寄贈したものは無いということですか？

<館長>

寄贈は全く無いわけでは無いよね？

<調査資料係長>

ビデオテープについては、基本的に購入したものだと思います。寄贈のものについても、著作権が明確にどうなっているのか調べ切れていないので、そのあたりは調査が必要かと思います。

<委員>

ということは、個人から寄贈されたものは少ないということですよね？

<館長>

そうですね、少ないですね。

<委員>

無いならば別に問題にすることは無いですね。廃棄してもいいと思います。

<副会長>

映像資料の除籍までは図書館で決められますか？決めてそれを市に報告しますか？

<館長>

それは図書館の中で完結します。

<副会長>

スペースの話しも図書館の中で完結できる話しですか？

<館長>

そうですね。ただし、大幅なサービスの変更については、教育委員会には報告はしています。

<副会長>

教育委員会に持って行くときに、映像サービスの見直しでは無く、開催型サービスの充実として、またはアクティブラーニングの支援のためにスペースを作るために、このスペースをこれに転換します、という話しで持って行った方がいいと思います。

座席はどのくらい増やせるものでしょうか？視聴覚ブースを完全に撤去した場合、どのくらい席を増やせそうですか？

<館長>

担当係長、ここで言うと面積的にはどのくらい増やせるかな？

<図書館サービス係長>

それほど広いスペースではありません。今、3階では学習席ということで一人ずつのブースの机を置いていますが、そういう形で置くのか、それとも長机を置いてそこでスペースを作るかということで座れる人数が変わってくるかなと思います。広さで言いますと、この会議室の半分程度だと思います。

<会長>

先ほどの副会長の考え方には大賛成です。サービスの低下になるという話を持っていくのではなく、こういう充実したサービスをやるので、あまり使われていないこの部分を変えます。効果がどれくらいかというのは、このくらいの面積が取れるので、ここにこういうことをやればこのくらいの効果が、新しいサービスの充実が見込めます、というふうにお話を持っていかれた方がいいのかなと言う気がします。サービスが減るみたいな感じで聞こえるのは、やはり人に与える印象が良くないのかなと思います。

<副会長>

文教大学越谷図書館が、結構凄いコレクションを持っていましたが、どこの団体か分からないですけど、LDを確か引き取ってくれた団体がありましたので、完全に断裁処理をせずに、しっかりとどこかに保管されるような感じにした方が。今度文教大に聞いておきます。

<館長>

ありがとうございます。

会長、副会長が仰ったように、止めますと言うよりも、こういうサービスを充実させるためにこのサービスを撤回しますというスタンスで言ったほうが話は通るでしょうし、理解されるかなというふうに思います。特に、立川の図書館については、ここに諮る前にサービス部門の職員とで議論は重ねました。その中で、グループ学習室という話が出ました。私も武蔵野プレイスや昭島市に視察に行きました。昭島市や都立多摩図書館だとグループワークをするような小部屋があります。そういうものは立川市でも、若者だけに限らずに学習、読書が出来るスペースを1部屋、2部屋確保できるのかなと思います。また、先程申し上げたとおり、書架も限られているので、より利用者に見られる書架作りや、中高生が溢れている中

で十分楽しんでもらえるスペースということであれば、誰も反対するような人はいないのかなと思います。確かに何かを止めるというのは反対勢力が絶対ありますので、それを説き伏せるだけのメリット等を打ち出していくのがベストかなと思います。ありがとうございます。

<副会長>

他に何かございませんか。

<館長>

国立国会図書館に職員で在席している委員さんから、よろしければ国会図書館関連の動き等で皆さんに報告できるようなことがあればお願いしたいのですが。

<委員>

先ほどのLD等の話しに関係してくるのかと思いますが、国会図書館で資料のデジタル化、まずは図書や雑誌のデジタル化に取り組んでおり、それについて簡単にご紹介させていただければと思います。

国会図書館は沢山の図書と雑誌を所蔵しています。東京の永田町に本館が、関西には関西館がございますが、基本的には来館して使うか、図書館間貸出、例えば立川市の図書館で申し込んでそこに届けてもらうというような形でしか従来使えませんでした。そのような形だけでは中々不便であろうということで、デジタル化自体のそもそもの目的は資料保存のためでしたが、図書や雑誌をデジタル化すれば、国会図書館の東京本館内のパソコンの画面で見られる、合わせて紙の方は書庫に置いておき、紙は守られるということで、利用と保存の両立ということで進めて参ったところです。

今もデジタル化自体は少しずつではあるが進めている所ですが、現時点でデジタル化した資料は、大体270万点以上ございます。当館のデジタル化した資料というのは大きく3種類に分かれています。第1の分類として、インターネットで利用できるもの。これは皆さん、ご自宅やスマートフォンからでも国会図書館のホームページにアクセスしていただき、国立国会図書館デジタルコレクションという頁がございますので、そこからクリックしていただくとインターネットで公開しているものが大体50万点くらいございます。これをなぜ公開できるかというと、先程もお話のあった著作権がもう切れているので公開できる、あるいは著作権者の許諾を得ているため公開できるものです。第2の分類として、著作権が残っているものというもの。紙と同様に国会図書館内でしか利用できないためデジタル化しましたが、一度本館や関西館に来ていただき、そこでPCを使ってみていただかないといけません。これは使い勝手としては中々よろしくないのですが、そ

ういったものが大体70万点くらいございます。全部で270万点のうちの50万点と70万点、残りの150万点というのが第3の分類です。図書館送信というものがございます。図書館送信というのはデジタル化してインターネットにはまだ流せないけれども、各地の公共図書館とか大学図書館の端末で観ることができるというものです。こちらの資料が大体150万点くらいあります。こちらは立川市の中央図書館さんにも加入していただいております、ご覧いただけるようになっています。この150万点というのはどのような資料なのかと言うと、著作権はまだ切れていないのでインターネット上には流せないが、一般的に例えば本屋で新品を買おうと思えば、注文してももう在庫がありませんと、今我々の中にも絶版等資料、いわゆる品切れみたいなもので入手ができない資料については、そもそも入手ができないのであれば各地の図書館に配信しても、出版社の利益をそこまで損なうことはないだろうということで、出版団体等との協議の中で、そのような範囲であれば全国の図書館に送信してもいいという合意ができております。現在、そのような形で配信できているので、実は立川市の中央図書館の決まった端末から国会図書館のデジタル化資料にアクセスしていただくと、インターネット上の50万点と図書館に送信できる150万点と合わせて200万点の電子図書館にアクセスできるという状態になっています。

具体的にどのような資料が入っているのかと言うと、やはり保存のための古い資料が中心です。最近の資料はあまりデジタル化が進んでいませんが、図書でいうと、1968年までに出版された図書というのは、全部ではありませんが大体デジタル化できています。雑誌については、出版団体などとの協議が整っていない部分などもあり、一部の雑誌については、一番最近のもので2000年くらいまでのものはデジタル化されている。それ以外でも、古典籍や博士論文などの資料についてもデジタル化を進めているところです。

具体的なデジタル化資料のメリットについてです。1つは各地の国会図書館にわざわざ来なくても、それこそ全国の図書館を通じて利用できる点です。図書館にとっても、先程配架場所などのお話もありましたが、古い資料がどんどん溜まっていくと新しい資料が置けなくなってしまうので、そのような循環は必要だと思います。国会図書館が比較的古い本をデジタル化して、それを全国に送信することである意味保管ができる。相補的に古い資料はデジタル化されたものにアクセスし、新しい資料は紙で使う、といったこともできるということです。2点目は特に図書の場合の検索強化です。一般的な図書館のOPACや蔵書検索の場合、タイトルや著者名しか検索でヒットしませんが、デジタル化資料に目次がテキストデータとして入っていれば、デジタルコレクションで検索するとヒットする場合があります、その資料がインターネット公開資料であれば、その場で見ることも可能です。立川市が関係する本もあるのかなと思います、午前中に職場で検索してみま

したが、「立川市史」や「立川市史資料集」など、立川市の歴史系の本なども図書館送信の対象資料になっており、目次もテキストデータとしてありましたので、立川市について調べたい場合、キーワードをデジタルコレクションで検索していただくと、何か該当するものがあると引っかかる可能性が少しは高まるのかというふうに思います。

今日、図書館長から打診いただいたきっかけでもありますが、実は8月か9月に読売新聞に記事が出て、国会図書館が令和3年度予算を要求する交渉を始めているところであり、そこで国会図書館も3ヶ月休館していましたが、昨今のコロナ禍で図書館に来館できない、図書館の資料が使えないという声が様々な研究者の方や学生の方から寄せられ、その中でデジタル資料を今以上に増やしていかないとコロナ禍のような特殊な状況では情報を提供する機関としての役割を果たせないのではないかということで、1969年以降の国内刊行図書のデジタル化を大々的に進めたいという要求を打ち出したところがございます。ただし、規模が大きく、どれくらいできるのかが現時点では決められないようなので、金額を定めない特殊な事項要求という形で、まずは手を上げさせていただき、具体的な詰めを進めているところです。そういった形で1969年以降のまだデジタル化できていない国内刊行図書をデジタル化していきたいと打ち出しておりまして、今、財務省さんもこの意義は認めていただいています。当然お金が無く、デジタル庁も含め他の省庁からも様々な要求がある中で、図書館というのは一番重要とは言えないような立ち位置ですので、その中でどれくらいいけるのかと探っているところです。予算を要求する中での説明時に言われるのは、デジタル化した資料を誰が使うのか、ニーズはあるのか、誰も使っていないのでは、ということです。統計上アクセスの件数をとっていますので、アクセスをしていただき、徐々に利用件数が増えて行けば、財務省に出す際に応援していただける形になりますので、何卒ご協力の程お願いいたします。以上です。

<副会長>

他に何かございますか？

<館長>

特にありません。

<副会長>

次回の第3回は1月22日金曜日の14時からとします。第4回は4月16日金曜日の14時からで仮決定します。都合が悪ければ、第3回の開催時に再度調整しましょう。

本日は以上になります。お疲れ様でした。
(16：00終了)